

地域総がかりでつくる

# 文化財保存活用 地域計画

#### —歴史文化で魅力ある地域へ—



文化財保存活用地域計画の関連法令

(文化財保存活用大綱)

(文化財保存活用大綱)  
（文部省の監修）  
（文化財保存活用大綱）

都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という）を定めることと/or>て

2 横道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更しをときは、逓信なく、これを

公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

財産を留めることのない限り、文部省は令で定めるところにより、單独で又は共同して、文化財保存活動が定められてゐるときは当該

文化財保存法用大綱を基準して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する統合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項に

2 おいて「文化財保存活用地域計画」という「」を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

を記載するものとする。

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び  
活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容  
三 当該市町村の区域における文化財を把握する

#### 五　他の文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために

必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審査会（第八十三条の九第一項に規定する協議会）が組織されている場合には、地方

文化財保護審議会及び当該協議会、第一百八十三条の五(第二項において同じ。)の意見を聽かなければならぬ。

<sup>4</sup> 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致改善

持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければ

1. 行為でつながる、認定文化財化促進のための取組み
2. 田町市の教育委員会
3. 佐野市立図書館
4. 田町市の教育委員会
5. 田町市立図書館

第三回 文化財の歴史と文化

四 文化財の歴史と文化

五 おでかけ文化探訪へ

体は、次に掲  
示する文化財  
を有する文化財  
の保存及び活用  
に関する調査  
並に、当該市  
の市町村の計画  
の実施に對して行  
うる手続等の規  
定並に、前項の規  
定の指針として  
團体の名様、規  
則の作成、所長又  
は、所員の選任等  
の業務を規定す  
るため、當該市  
の教育委員会は、  
前項の規定並に  
その指針を定め  
て、前項の規定  
に依りて、該當の  
事項に係る事項  
を定めることとな  
る。

終了が第了は、該事は當はる。そこのその所は、定めそつかめども、人間の心は、誰もが持つてゐる。そこには、必ず何かしらの原因がある。それは、必ず何かしらの原因がある。それは、必ず何かしらの原因がある。

お問い合わせ | 文化庁 地域文化創生本部  
TEL: 03-5555-0505

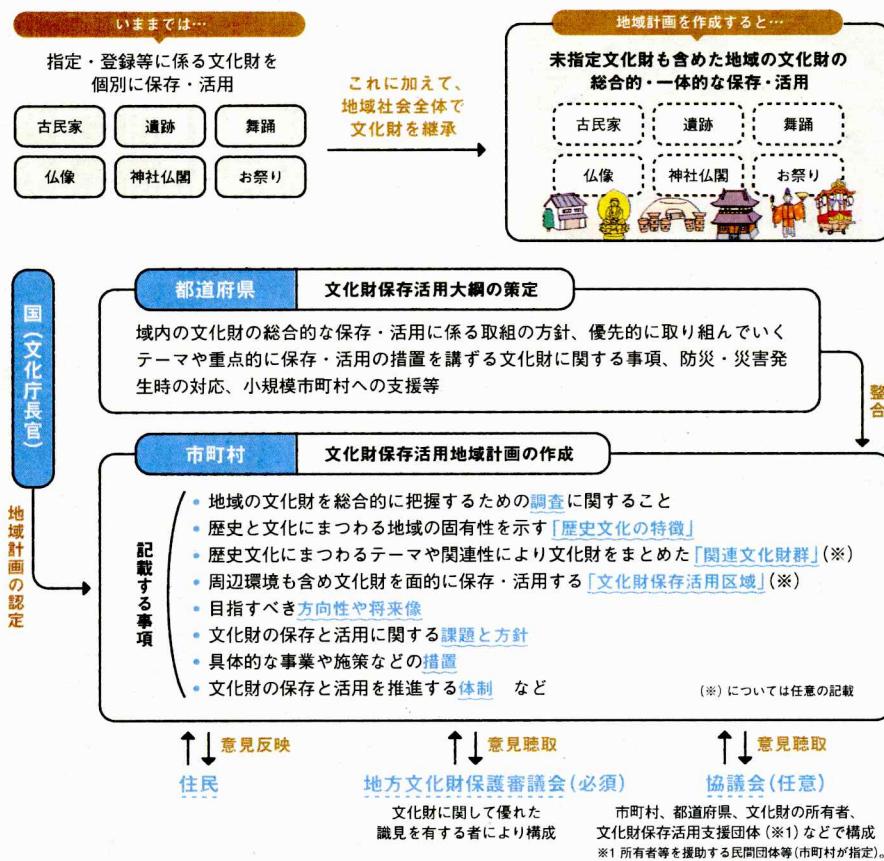
TEL 075-330-6730 e-mail bunkakanko@mext.go.jp

— 1 —

# 01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。市町村の総合計画の下に体系づけられ、文化財保護行政の中・長期的方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担います。地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることができます。

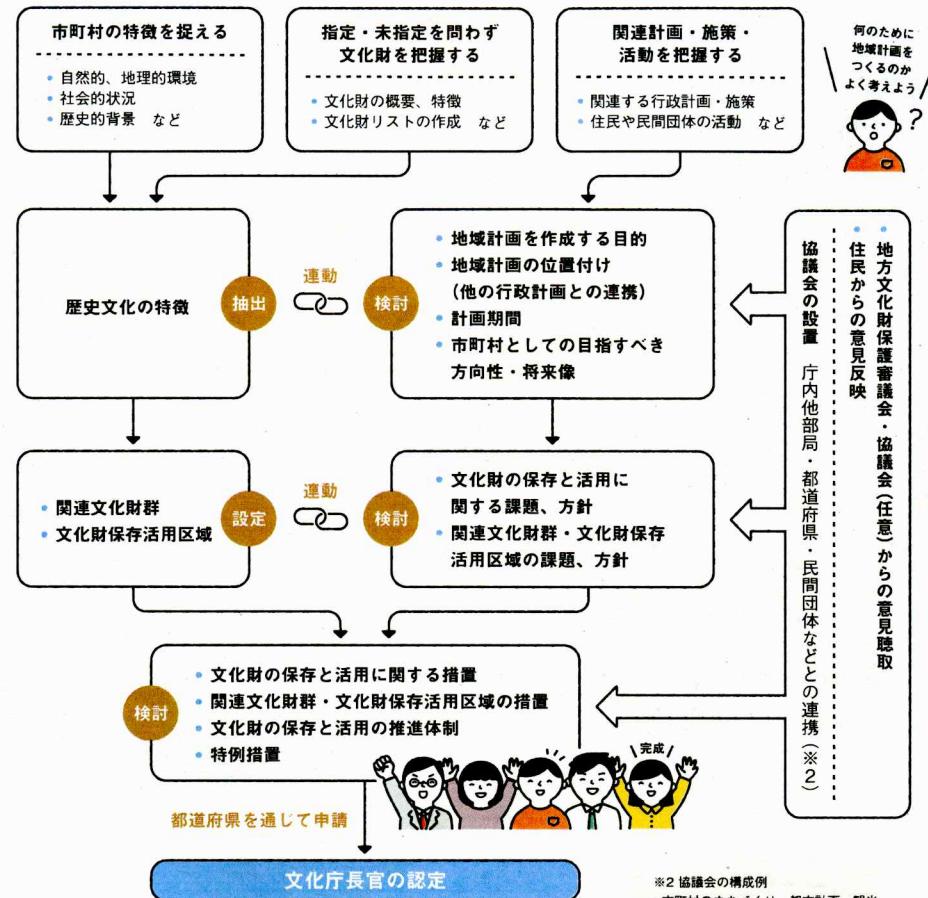
この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・府内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



## 認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- ① 文化財保護におけるビジョンの共有
  - ② 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
  - ③ 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
  - ④ 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
  - ⑤ 住民、関係団体、府内各課、他地域などとの連携強化
- ⑥ 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的な資源の把握
- ⑦ 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
- ⑧ 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- ※1 所有者等を支援する民間団体等(市町村が指定)。
- 地域計画認定市町村へのアンケート(2020年10月)より

# 02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



## 03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

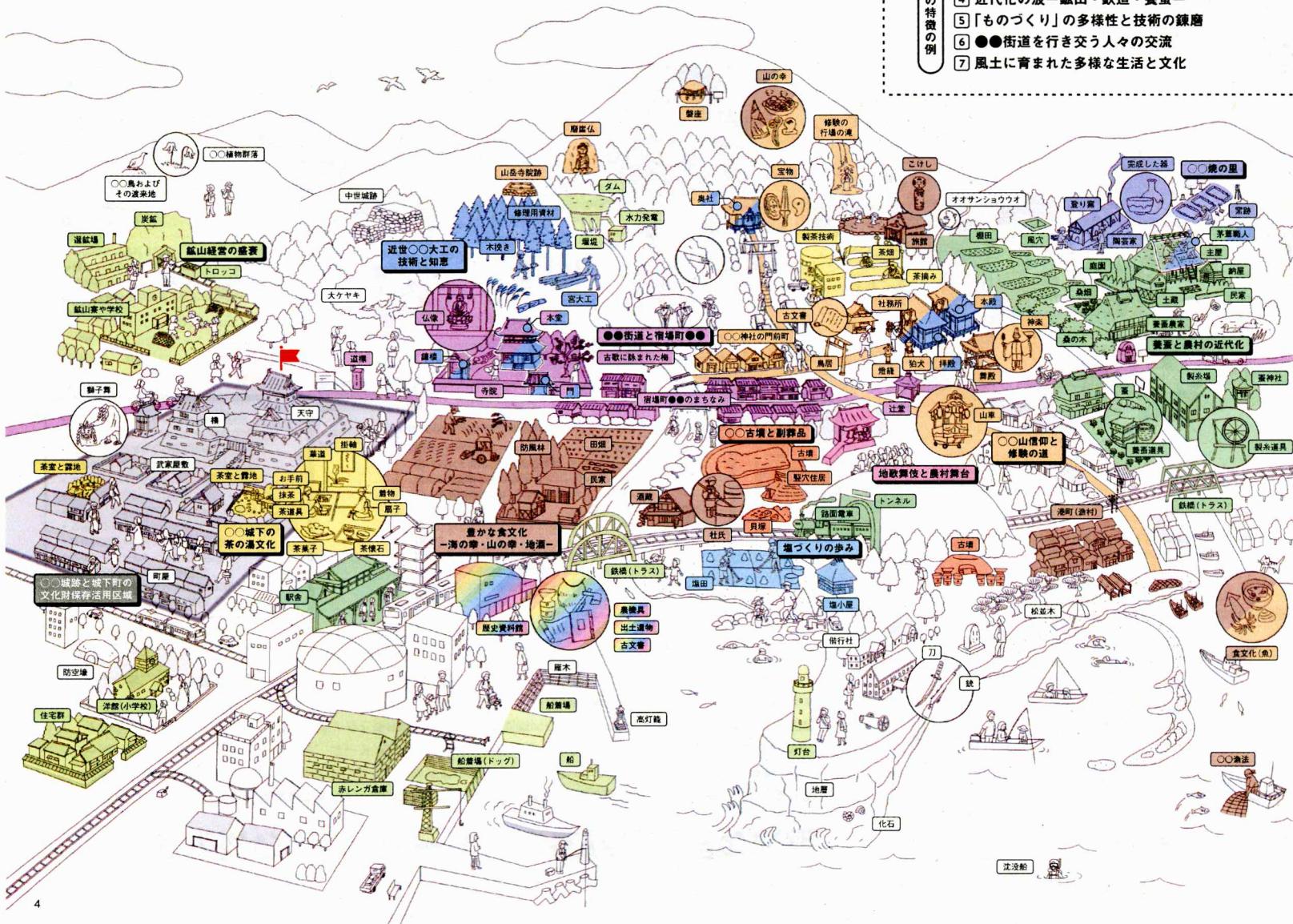
- ① 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること
- ② 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ③ 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該大綱に照らし適切なものであること

### 認定を受けた場合の特例措置

- ・国の文化財登録原簿への登録の提案
- ・ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- ・町村への一部事務の権限移譲
- ・認定町村における円滑な計画の実施

## 04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法 —歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方—

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。まちの将来像の実現に向けて歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定し、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。



歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

- 歴史文化の特徴の例

  - ① ○○国の繁栄
  - ② ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
  - ③ ●●藩により形成された地域の骨格と文化
  - ④ 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
  - ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
  - ⑥ ●●街道を行き交う人々の交流
  - ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化

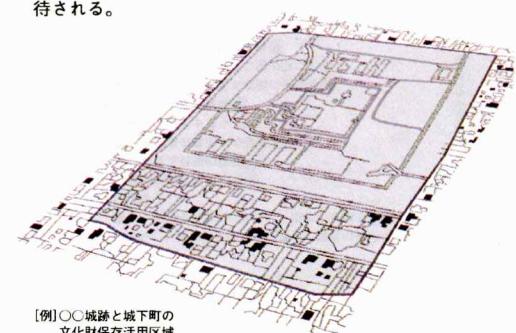
## 関連文化財群とは

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

- ① ○○国 の繁栄
  - ② ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
    - 1-1 ○○古墳と副葬品
  - ③ ●●藩により形成された地域の骨格と文化
    - 2-1 ○○山信仰と修験の道
  - ④ 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
    - 4-1 鉱山経営の盛衰
    - 4-2 養蚕と農村の近代化
  - ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の鍛磨
    - 5-1 塩づくりの歩み
    - 5-2 近世○○大工の技術と知恵
    - 5-3 ○○焼の里
  - ⑥ ●●街道を行き交う人々の交流
    - 6-1 ●●街道と宿場町●●
  - ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化
    - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
    - 7-2 豊かな食文化—海の幸・山の幸・地酒—

## 文化財保存活用区域とは

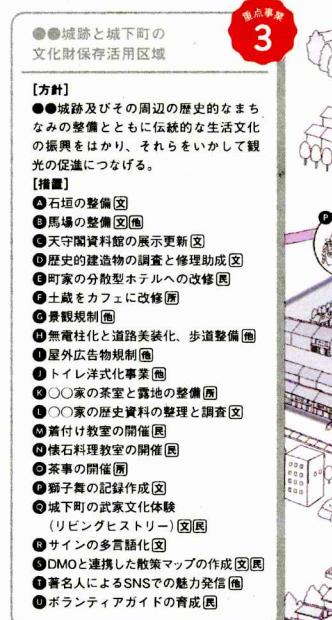
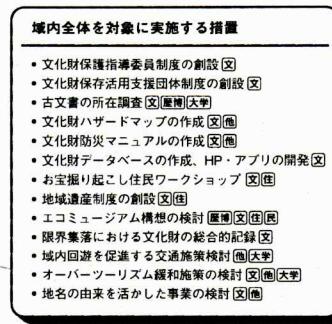
文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待される。



[例] ○○城跡と城下町の  
文化財保存活用区域

# 05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政として、まちの将来像を描きましょう。その実現に向けて、まちが抱える課題を見出し、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、ロードマップとなる中・長期の方向性を定め、方針をたてる必要があります。その上で、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。



\*措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。

例
□内は主体
○文化財保護部局
△行政他部局
■文化財所有者
●住民
■民間団体
■歴史博物館
■大学

## 2-1 ○○山信仰と修験の道

### [方針]

過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な○○山信仰にまつわる文化財群の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。

### [措置]

- ①○○神社社殿の屋根替修理・防災設備の設置
- ②○○古文書の修理
- ③○○古文書の調査
- ④○○社務所複数の修理及び高精細レプリカ作成
- ⑤収蔵庫の改修
- ⑥境内古本市（ユニークベニュー）の開催
- ⑦舞殿での雅楽の演奏会（ユニークベニュー）
- ⑧山車の修理
- ⑨行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成
- ⑩修験ルートの確認と散策路整備
- ⑪修験ルートのサイクル整備
- ⑫参詣スタンプアプリの開発
- ⑬春と秋の文化財の特別公開
- ⑭古文書を根拠に食文化の復元

## 2-2 養蚕と農村の近代化

### [方針]

地域おこし協力隊と住民が連携し、養蚕の近代化に伴い隆盛した農村の魅力をいかして、賑わいを創出する。

### [措置]

- ①●家住宅土壌の修理
- ②●家住宅庭園の整備
- ③△家住宅の農泊への改修
- ④△樹田のライアップ
- ⑤△風穴のサイン整備
- ⑥△ボランティアによる桑畠の清掃等
- ⑦☆家住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン解説
- ⑧△養蚕資料館の整備
- ⑨△ガイド訪問・インフォメーションセンター整備
- ⑩△糸絞ぎ体験

## 6-1 ●●街道と宿場町●●

1  
[方針]  
住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。

### [措置]

- ①○○街道の美化化・サイクリングロードの整備
- ②PFUで旅籠を宿泊施設に改修・運営
- ③○○家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修
- ④○○家住宅でのブルーウィー・カフェ
- ⑤レンタサイクルの整備
- ⑥仏像の詳細調査と修理
- ⑦寺院での座禅体験・コンサート等（ユニークベニュー）
- ⑧まちなみをいかしたアートフェスティバルの開催
- ⑨特産品をいかした土産物の開発と販売
- ⑩石灯籠の修復
- ⑪解説板の多言語化
- ⑫ボランティアガイドの育成
- ⑬歴史講座の開催・副読本の作成

## 7-2 豊かな食文化 一海の幸・山の幸・地酒一

[方針]  
地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。

### [措置]

- ①フェノロジーカレンダーの作成
- ②温泉街を巡るコースの造成・モニターソーの実施
- ③郷土食・名物の調査
- ④漁村レストランの開設
- ⑤魚介習俗に関する記録作成
- ⑥酒づくりに関するパンフレットの作成
- ⑦酒蔵の公開・レストランの出店
- ⑧旧酒名・ラベルをブランド化した酒の開発
- ⑨田園オーナー制度による米づくり

## 7-1 地歌舞伎と農村舞台

### [方針]

地歌舞伎と農村舞台を一体として存続を図る。

### [措置]

- ①農村舞台の耐震補強
- ②地歌舞伎衣装の縫い
- ③地歌舞伎の公演
- ④ARグラスによる歌舞伎の解説
- ⑤子ども歌舞伎の後継者育成

## 水中遺跡の調査